

## いわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業助成金交付要領

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要領は、いわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業実施要領に基づき、財団法人いわて産業振興センター（以下「センター」という。）が地域経済の活性化を図るため、中小企業者と農林漁業者の連携（以下「農商工連携」という。）による創業・起業又は経営の革新に関する事業に対し助成金を交付する事業（以下「助成金交付事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 助成金交付事業とは、農商工連携による創業・起業又は経営の革新に関する事業若しくはそれらを支援する事業を行う者が実施する事業に対し助成金を交付する事業をいう。
- (2) 助成事業とは、助成金交付の対象となる事業をいう。
- (3) 中小企業者とは、中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項に定めるもので、農林漁業者を除いた者をいう。
- (4) 農林漁業者とは、農業、林業、漁業を行う者及びこれらのものの組織する団体（事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業生産組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合、森林組合連合会のほか、法人格を有しない任意団体（集落営農組織）を含む。）をいう。  
農業、林業、漁業の定義については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死亡分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類によるものとする。
- (5) 特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2号に定める特定非営利活動法人をいう。
- (6) 支援機関とは、財団法人いわて産業振興センター、商工会議所、岩手県商工会連合会及び商工会、岩手県中小企業団体中央会、岩手県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会岩手県本部、岩手県森林組合連合会、岩手県漁業協同組合連合会、地方独立行政法人岩手県工業技術センター、岩手県産株式会社並びに中小企業者又は農林漁業者に対する支援実績を有し、かつ支援事業を行うことが適当と知事が認めた者をいう。
- (7) 農商工連携とは、中小企業者等と農林漁業者が有機的に連携し、当該中小企業者等及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効に活用して、互いの創意工夫により新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓（以下「新事業活動」という。）を行うことをいう。
- (8) 経営の革新とは、中小企業者等及び農林漁業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上（「いわて農商工連携ファンドによる支援事業計画」に掲げる長期目標を達成する程度の向上をいう。）を図ることをいう。

#### (助成金交付事業の種類)

第3条 助成金交付事業の種類は次に掲げるとおりとし、その内容はこの要領各章に定めるところによるものとする。

- (1) 起業・新事業活動支援事業
- (2) 支援機関による支援事業

2 前項第1号に掲げる助成金交付事業は、第4条（2）で定められる連携体に対しては助成総額の3割以内の範囲で助成することができるものとする。

## 第2章 起業・新事業活動支援事業

(対象者)

第4条 起業・新事業活動支援事業の対象者は、県内に主たる事業所・事業拠点を有する者又は設置予定の者で、次のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 県内において創業・起業する者又は県内に事業所を有し経営の革新を行おうとする中小企業者と農林漁業者の連携体
- (2) 中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする県内の特定非営利活動法人等と農林漁業者の連携体

(助成事業の内容)

第5条 助成事業の内容は、農商工連携による創業・起業又は経営の革新に資する事業であり、かつ中小企業者等と農林漁業者がそれぞれ工夫を凝らした取組みを行う事業であって、次に掲げるいずれかのものとする。ただし、単なる商取引は含まず、全体の事業計画（助成対象となる部分とは限らない）に(2)又は(3)を含むものとする。

- (1) 事業実施のために必要な市場調査・動向調査に要する経費
- (2) 新商品・新技術・新役務の開発研究又は事業化に要する経費
- (3) 販路開拓のために要する経費
- (4) 経営、技術に関する研修等の人材養成のために要する経費

(助成対象経費、助成率及び助成限度額)

第6条 助成対象経費及び助成率は次のとおりとする。

地域資源を活用する事業の場合は、別表1「起業・新事業活動支援事業助成対象経費及び助成率（地域資源活用枠）」に定めるものとし、助成限度額は原則として500万円とする。

(助成期間)

第7条 助成事業の助成期間は、交付決定日から最大1年以内とし、特に必要と認める場合、3年の期間を限度に継続して行うことができる。

(採択基準)

第8条 助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足度の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 助成事業の内容が、連携体の主体的な取組みのもと構想されたものであること。
- (2) 助成事業の内容及び事業化のための取組みが、計画的であり実現性が高いこと。
- (3) 助成事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。
- (4) 実施主体における助成事業の実施体制及び経理体制が十分であること。
- (5) 中小企業者等と農林漁業者の連携体制が十分であること。

(事業成果に係る評価)

第9条 起業・新事業活動支援事業の評価指標は、本事業で支援したものが支援完了後3年以内に創業・起業又は新分野進出や新製品・新サービスの開発等を通じて事業化を果たした割合とする。

### 第3章 支援機関による支援事業

#### (対象者)

第10条 支援機関による支援事業の対象者は、農商工連携による創業・起業又は経営の革新を支援する事業を行う支援機関（支援の実績を有する者に限る。）とする。

#### (助成事業の内容)

第11条 助成事業の内容は、前条に規定する者が実施する、指導助言に要する経費、商談会・セミナー等開催に要する経費とする。

#### (助成対象経費、助成率及び助成限度額)

第12条 助成対象経費及び助成率は別表2「支援機関による支援事業助成対象経費及び助成率」に定めるものとし、助成限度額は原則として1事業当たり500万円とする。

#### (採択基準)

第13条 助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足度の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) 助成事業の内容が、農商工連携による創業・起業又は経営の革新に対する支援内容として効果があると認められるものであること。
- (2) 助成事業の実施にあたり県との連携が十分に図られること及び助成事業実施後も継続的なフォロー活動ができること。
- (3) 実施主体における助成事業の実施体制及び経理体制が十分であること。

#### (事業成果に係る評価)

第14条 支援機関による支援事業の評価指標は、本事業を実施した支援機関から支援を受けたものに対する満足度調査を実施し、その満足度の値とする。

### 第4章 助成金の交付先決定に関する手続き及び交付に関する手続き

#### (いわて農商工連携ファンド事業審査委員会の設置)

第15条 助成金交付事務の適正かつ円滑な実施を図るため、センターに別に定めるいわて農商工連携ファンド事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

#### (助成金の交付要望)

第16条 助成金の交付を希望する者は、中小企業者等と農林漁業者の連名により、どちらか一方を代表者と定め（支援機関による支援事業を除く）、助成金の交付要望書（様式第1号）を別に定める日までにセンターに提出するものとする。

代表者は第18条以下に定める事務を責任をもって行う者とし、センターとの連絡等の窓口となるものであること。

- 2 センターは、前項の要望内容を委員会に諮ったうえで、助成対象事業を決定する。
- 3 支援機関による支援事業については、県とセンターが第13条に規定する採択基準に基づき評価を行い、その評価結果を同委員会に諮ったうえで、助成対象事業を決定する。
- 4 センターは、委員会での審査結果について、助成金の交付要望者に通知するものとする。

(事業計画の承認申請)

- 第17条 センターは、毎事業年度のファンド事業を開始する前に当該事業に係る事業計画について、県の承認を受けるものとする。
- 2 センターは、前項の事業計画報告書に記載された事業の内容若しくは経費を変更しようとするとき（知事が定める軽微な経費の配分の変更を除く。）又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ事業計画の変更について、県の承認を受けるものとする。
- 3 センターは、第1項の事業計画承認申請書に記載された事業の遂行が困難となったときは、県に報告し、その指示を受けるものとする。

(助成金の交付申請)

- 第18条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成事業者」という。）は、いわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業助成金交付申請書（様式第2号）を別に定める日までにセンターに提出するものとする。

(助成金の交付決定)

- 第19条 センターは助成金の交付申請を受けたときは、助成事業の目的及びその内容が適正であるかどうか等を審査し、必要に応じて実地調査を行い、助成金を交付すべきものと認められるときは、助成金の交付を決定するものとする。
- 2 センターは、前項により助成金の交付を決定したときは、助成事業者に通知するものとする。
- 3 センターは、助成金の交付目的を達成するときに必要なときは、条件を付することができる。

(変更承認の申請)

- 第20条 助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめいわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業変更(中止・廃止)承認申請書（様式第3号）をセンターに提出しなければならない。
- (1) 助成事業に要する経費を別表1から別表4までの助成対象経費の経費区分の相互間におけるいずれか低い額の20パーセントを超えて配分を変更する場合
- (2) 助成事業に要する経費を別表1から別表4までの助成対象経費の経費区分ごとに20パーセントを超えて減少する場合
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合

(交付決定の変更)

- 第21条 センターは、助成事業の内容変更等の承認をした場合において、当該変更に伴い助成金の交付決定の変更を要するときは、助成金の交付決定の変更をするものとする。

(申請の取下げ)

- 第22条 助成事業者は、第25条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める日までにいわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業助成金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取り下げることができる。

(助成事業の遂行)

- 第23条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行しなければならない。
- 2 センターは、助成事業の遂行について必要があるときは、当該助成事業者に対し、所要の措置を講ずるよう指示することができる。

(助成事業の遂行状況報告)

第24条 助成事業者は、事業開始日から6か月後現在の遂行状況について、いわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業遂行状況報告書(様式第5号)を別に定める日までにセンターに提出しなければならない。ただし、同日又はそれ以前に事業が完了した場合は、報告を要さないものとする。

(助成事業の実績報告、事後の報告)

第25条 助成事業者は、助成事業を完了した日から起算して1月以内にいわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)(様式第6号)をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、毎事業年度終了後、県が別に定める日までに事業実績を報告し、承認を受けなければならない。

3 助成事業者は、助成事業を完了した年度からファンド事業終了年度まで、中小企業者等にあつては決算書を、農林漁業者にあつてはいわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業事後報告書(様式第7号)をセンターに提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第26条 センターは、実績報告書の提出を受けたときは、この内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、助成事業の成果が助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に対し通知するものとする。

(助成金の請求)

第27条 助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、いわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業助成金請求書(様式第8号)により請求するものとする。

(助成金の支払い)

第28条 センターは前条により請求書の提出を受けた後、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。

(助成金の概算払い)

第29条 センターは、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いすることができる。

2 前項により概算払いを受けようとする助成事業者は、いわて農商工連携ファンド地域活性化支援事業助成金概算払請求書(様式第9号)により請求するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第30条 センターは、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、その助成事業に関して助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、助成金の全部又は一部を取消することができる。

(助成金の返還)

第31条 センターは、助成金の交付決定を取消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されている場合にあつては、期限を定めてその返還を命じることができる。

2 前項の規定は、第21条の規定による助成金の交付の決定を変更した場合においても準用する。

(加算金)

第32条 センターは、助成事業者に助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の交付の日か

ら受領の日までの日数に応じ、助成金の額に年10.95パーセントを乗じて計算した加算金を助成金の返還を命じられた者から徴収することができる。

(延滞金)

第33条 センターは、助成事業者に助成金の返還を命じ、助成金の返還を命じられた者がこれを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について年10.95パーセントを乗じて計算した延滞金を助成金の返還を命じられた者から徴収することができる。

(財産処分の制限)

第34条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した次の各号に掲げる財産を助成金の交付目的以外に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、センターの承認を受けなければならない。

- (1) 機械及び重要な器具類でセンターが指定するもの
- (2) その他センターが特に必要と認めて使用するもの

(立入検査等)

第35条 センターは、助成事業の適正を期するため、必要があるときは、助成金の交付を受けた者に対し報告させ、又はセンターの職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成金の経理)

第36条 助成事業者は、助成金に係る経理について、収支を明確にした証拠書類を整備し、かつ、センターが指示する日まで保存するものとする。

附 則

この要領は、平成21年2月12日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

## 起業・新事業活動支援事業助成対象経費及び助成率

経費区分	内容	助成額
①事業実施のために必要な市場調査・動向調査に要する経費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費	当該経費の2分の1に該当する額以内の額(ただし、連携体を構成する一以上の者の事務所・事業拠点が沿岸及び県北広域振興局管内に所在する場合は当該経費の3分の2に該当する額以内の額)
②新商品・新技術・新役務の開発研究又は事業化に要する経費	原材料費、研究開発用の機械装置又は工具器具の購入・製造・改良・据付・借用・保守又は修繕費、工業所有権等の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費、委託費、研修費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費	
③販路開拓のために要する経費	展示会等出展経費、広告宣伝費、研修費、会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費	
④経営、技術に関する研修等の人材養成のために要する経費	会場借料、印刷製本費、研修費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費	

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。

注) 2 全体の事業計画(助成対象となる部分とは限らない)に、②又は③を含むこと。

別表2 (第12条関係)

## 支援機関による支援事業助成対象経費及び助成率

経費区分	内容	助成額
指導助言に要する経費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費	当該経費の10分の10に該当する額以内の額
商談会・セミナー等開催に要する経費	会場借料、広告宣伝費、印刷製本費、資料購入費、資料作成費、通信運搬費、借料又は損料、調査・分析費、消耗品費、雑役務費、専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、その他必要と認める経費	

注) 消費税及び地方消費税は助成対象経費としない。